

医療機器修理業許可証

氏名又は名称 株式会社ミタス

事業所の名称 株式会社ミタス 富山支店

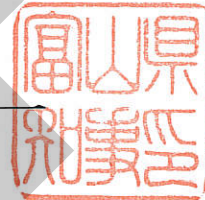
事業所の所在地 富山県富山市黒崎寺田割344-6

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第40条の2第1項の規定により許可された医療機器の修理業者であることを証明する。

平成28年11月21日

富山県知事

石井 隆



特定保守管理医療機器に係る修理区分

画像診断システム関連  
生体現象計測・監視システム関連  
治療用・施設用機器関連  
理学療法用機器関連

特定保守管理医療機器以外の医療機器に係る修理区分

画像診断システム関連  
生体現象計測・監視システム関連  
治療用・施設用機器関連  
理学療法用機器関連  
検体検査用機器関連  
鋼製器具・家庭用医療機器関連

有効期間 平成27年12月1日 から  
平成32年11月30日 まで